

## 次世代育成支援対策推進法 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月31日までの 1年間

### 2. 内容

|   |
|---|
| 目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。<br>育児休業を希望する男性従業員・・・取得率を50%以上にする事<br>育児休業を希望する女性従業員・・・取得率を100%とする事 |
|---|

### <対策>

- 令和5年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保  
業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施  
個別の周知・意向確認の実施  
育児休業に関する相談窓口の周知
- 令和5年9月～ 管理職への研修実施